

〈 論 説 〉

「迅速な引致の原則」を定めた連邦刑事手続規則5条(a)の制定過程

——「効果的な法執行」と「個人の権利保護」との調整——

松田 正照

目次

- 一 はじめに
- 二 連邦刑事手続規則制定の経緯
- 三 引致原則の規定に関する議論
- 四 結びに代えて

一 はじめに

筆者は、以前、別稿で1943年の *McNabb* 判決⁽¹⁾ および1957年の *Mallory* 判決⁽²⁾ によって創出されたアメリカの判例法理（マクナブ・マロリー・ルール）——逮捕者は、逮捕後、被逮捕者を裁判官のもとに迅速に引致しなければならない（このことを「迅速な引致の原則（prompt appearance requirement）」（引致原則）という）が、引致が遅れた場合、逮捕から引致までの間になされた自白の許容性が否定される——と、同法理によって担保される引致原則に関するアメリカの判例・学説の状況について紹介したうえ、引致原則の意義として、サード・ディグリー（third degree 拷問）の抑制、裁判官による迅速な権利告知、そして被逮捕者の保釈の実効性確保があることを示した⁽³⁾⁽⁴⁾。このように、引致原

(1) *McNabb v. United States*, 318 U.S. 332 (1943).

(2) *Mallory v. United States*, 354 U.S. 449 (1957).

(3) 拙稿「引致原則とマクナブ・マロリー・ルール」早稲田大学大学院法研論集134号（2010年）317頁以下。

則は、逮捕から裁判官のもとへの引致の間になされうる、被逮捕者に対する取調べを時間的に制約することにより、個人の権利保護を図ろうとするものである⁽⁵⁾。

連邦では現在、1946年発効の連邦刑事手続規則 5 条 (a) が、逮捕者は「不必要な遅滞なく (without unnecessary delay)」被逮捕者を裁判官のもとに引致しなければならないとして、引致原則を明文で定めているが⁽⁶⁾、同規則の制定

(4) マクナブ・マロリー・ルールは、合衆国憲法ではなく、連邦最高裁の連邦下級審に対する監督権に依拠しているため、州を拘束しない。

州にも妥当する被逮捕者の引致に関する議論の状況については、拙稿「逮捕後における相当な理由の審査時機——アメリカ法の状況」早稲田大学大学院法研論集135号 (2010年) 265頁参照。

(5) 田宮裕博士によれば、アメリカでは、1920年代から30年代に警察官によるサード・ディグリーが問題とされ、その抑止策として、被逮捕者を直ちに裁判官のもとに引致し、そこで被疑事実および弁護人選任権を告知して裁判官による尋問を行うという構想が示されたこととされている。田宮裕『捜査の構造——刑事手続法研究 (1)』(有斐閣、1971年) 10頁。

この点で、平野龍一博士は、逮捕から裁判官のもとへの引致までの時間は、それほど長くはないにしても、捜査機関が被疑者を取り調べて自白させようとする「危険な期間」であるとし、これを制限するためにマクナブ・マロリー・ルールがあるとしている。平野龍一『捜査と人権——刑事法研究第3巻』(有斐閣、1981年) 53頁。

そして、平野博士は、「不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」とする我が国の憲法38条2項の規定は、マクナブ・マロリー・ルールを採用したものであると推察している。平野・前掲53頁。また、現行刑事訴訟法の制定に関与した団藤重光博士も「憲法草案要綱の発表された昭和21年 (1946年) 当時には、すでにアメリカではマクナブ事件……が現れていたことを考えあわせてみると、憲法のこの規定 [38条2項] には、単なる任意性の見地をこえるものが含まれていたとみるべきではないかとおもう」としている (漢数字は算用数字に改めた)。団藤重光『新刑事訴訟法綱要 [七訂版]』(創文社、1967年) 250頁。

(6) 現在の連邦刑事手続規則 5 条 (a) は以下のようになっている。

「合衆国内で逮捕を行った者は、不必要な遅滞なく被疑者を裁判官または規則 5 条 (c) が規定する州もしくは地方の裁判官のもとに引致しなければならない。ただし、制定法に他の定めがある場合はこの限りでない」。

以上の原文は以下のとおりである。

“A person making an arrest within the United States must take the defendant without unnecessary delay before a magistrate judge, or before a state or local judicial officer as Rule 5 (c) provides, unless a statute provides otherwise”. Fed.R.Cim.P. 5 (a) (1) (A) (2015).

以上の条文の和訳については、押切謙徳「アメリカ合衆国連邦刑事訴訟規則概説 (その二) 判例タイムズ655号 (1988年) 51頁を参考にした。

過程における引致原則の規定に関する議論についてはまだみたことがない。

この点で、前記 Mallory 判決は、連邦刑事手続規則 5 条 (a) を「効果的かつ理性的な法執行を害することなく、個人の権利を保護するために、連邦議会が考案した手続の一部」であるとしたが、本稿では、上記規則の制定のために連邦最高裁によって設立された諮問委員会が作成した規則案とこれに対する各方面の意見などが示された書簡などをもとに、同規則の制定過程において、「効果的な法執行」と「個人の権利保護」とのバランスをとるべく、どのような議論⁽⁷⁾がなされたのかをみたく、そこでなされた議論が制定された規則にどのようなかたちで現れているのかを明らかにしたい。

二 連邦刑事手続規則制定の経緯

まず、連邦刑事手続規則制定の経緯⁽⁸⁾を大まかにみておこう。アメリカでは、連邦の民事手続に関しては、1938年に統一規則である連邦民事手続規則 (Federal Rules of Civil Procedure) が発効し、広く受容されていたようであるが⁽⁹⁾、刑事手続に関しては、連邦上の統一された規則や制定法はなかった。そこで、連邦民事手続規則の制定を受けて、刑事手続に関しても、効果的な司法運営のために、統一された規則を制定しようとする動きが生じた⁽¹⁰⁾。

その結果、連邦議会は、1940年に、制定法により、連邦最高裁に刑事訴訟に関する連邦の規則を作成する権限を与え⁽¹¹⁾、これにより、連邦最高裁は、18名の法曹関係者等 (弁護士、検察官、裁判官、および法学教授など) からなる諮

(7) 議論の大まかな流れを紹介するものとして、1 LESTER B. ORFIELD, CRIMINAL PROCEDURE UNDER FEDERAL RULES § 5.2-5.3, at 145-51 (2d ed. 1985).

(8) See, e.g., George H. Dession, *The New Federal Rules of Criminal Procedure*: I, YALE L.J. 694, 694-98 (1946); 1 DRAFTING HISTORY OF THE FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE xi-xv (Madeleine J. Wilken & Nicholas Triffin eds., 1991) [hereinafter DRAFTING HISTORY].

(9) 1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8, at xi.

(10) *Id.* この点で、1938年当時連邦司法長官であった Homer Cummings は、連邦民事手続規則の制定を受けて、刑事手続にも統一的な連邦の規則が制定されるべきだとしていた。Homer Cummings, *A Rounded System of Judicial Rule-Making*, 24 A.B.A. J. 513, 513 (1938).

(11) 54 Stat. 688 (1940).

問委員会 (Advisory Committee on Rules of Criminal Procedure, Supreme Court of the United States) を設立した⁽¹²⁾。

連邦刑事手続規則の制定作業は、前記連邦民事手続規則、刑事上訴規則 (Criminal Appeals Rules)、州の制定法、連邦議会の制定法、連邦最高裁および連邦下級審の判決、アメリカ法律協会 (American Law Institute) 作成の『刑事手続法典 (Code of Criminal Procedure)』⁽¹³⁾、そしてコモン・ローをもとにして行われた⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

(12) 1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8, at xi. この諮問委員会の委員長は、アメリカ法律家協会 (American Bar Association) の元会長である Arthur T. Vanderbilt が務めた。

(13) AMERICAN LAW INSTITUTE, CODE OF CRIMINAL PROCEDURE (1931).

(14) Lester B. Orfield, *Federal Rules of Criminal Procedure*, 33 CAL. L. REV. 543, 544 (1945).

(15) なお、第二次世界大戦中も、規制制定の作業は中断されることなく続けられた。このように、作業の中断がなかったことについて、大戦により、公正・正当な秩序維持にかかわる制度に多くの負担がかかり、連邦における刑事司法の公正で効果的な運営の重要性が意識されるようになったことが、その原因として指摘されている。Dession, *supra* note 8, at 698-99.

この点で、諮問委員会の委員長である Vanderbilt が、戦時中に以下のように述べたことは、以上のことをよく現しているといえよう。

「国際的な紛争によって分裂した世界においては、目下、国家の防衛が我々の最も重要な責務であるので、なぜ時間と思考を連邦刑事手続規則の制定にあてるべきなのかを疑問に思う法律家や一般人がいるかもしれない。そのような者は、連邦刑事手続規則は通常の犯罪者だけでなく、破壊活動家や敵国の手先として疑われている多くの者の迅速かつ効率的な裁判を促進することになることを思い出すべきである。しかし、それよりもさらに重要なことに、そのような者は、国際的な紛争は本質的には法と秩序が支配する一方の陣営 (law and order on the one side) と野蛮な力が支配するもう一方の陣営 (brute force on the other) との間の戦いであるということを思い出すべきである。我が国のような文明国は、『法の下における平等な司法 (equal justice under law)』を掲げ所としている。現在の国際的な紛争は政治的なものにはとどまらないのである。それどころか、我々の最も重要な目的は我が国における自由の保護と他の国々における自由の回復なのである。危機の際には常に個人の市民権や自由が軽視される傾向があることを認識するには、第一次世界大戦中に起きた多くの刑事訴追を振り返ってみさえすればよい」。Arthur T. Vanderbilt, *Foreword: The New Federal Criminal Rules*, 51 YALE L.J. 719, 722 (1942).

そして、さらに、大戦に先立って、とりわけ1933年以降、連邦刑事法による規制の範囲が拡大され、それまでよりも多くの活動が刑事規制の対象となったことにより、連邦における統一的な刑事手続規則の制定に向けた動きに拍車がかかったとも指摘されている。Dession, *supra* note 8, at 699.

諮問委員会は、まず、1941年9月に最初の規則案を完成させ、その後もいくつかの案が作成されたが、それらはいずれも公表されなかった⁽¹⁶⁾。そして、諮問委員会は、1942年5月に、「Preliminary Draft」と名付けた規則案を連邦最高裁に提出し、各方面から意見を収集するため、印刷と配布の許可を連邦最高裁に求めたが、連邦最高裁は、規則案の各条文について注釈が準備されていないことを理由に、その求めを斥けた⁽¹⁷⁾。そのため、この案も公表されることはなかった⁽¹⁸⁾。

その後、諮問委員会は、1943年5月に、各条文に注釈が付された「Preliminary Draft」⁽¹⁹⁾を連邦最高裁に提出し、意見の収集のため、再び各方面への配布の許可を求めたところ、連邦最高裁はこれに応じた⁽²⁰⁾。集められた意見を踏まえて、諮問委員会は、1943年11月に最終案と名付けたものを連邦最高裁に提出したが、時期尚早だとして連邦最高裁はこれを斥けた⁽²¹⁾。そこで、諮問委員会は、上記案を「Second Preliminary Draft」⁽²²⁾として、1944年2月に法曹関係者等に配布し、集められた意見をもとに、諮問委員会は、「最終案」⁽²³⁾を作成して、1944年7月に連邦最高裁に提出した⁽²⁴⁾。

しかし、連邦最高裁は、上記案を自ら修正し、修正案が1944年12月26日に完

(16) 1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8, at xii. Orfieldによれば、諮問委員会は少なくとも10の規則案を作成したとされる。Orfield, *supra* note 14, at 543.

(17) 1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8, at xii.

(18) この規則案は、1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8, at 33-115に収録されており、全条文が参照可能である。

(19) ADVISORY COMMITTEE ON RULES OF CRIMINAL PROCEDURE, SUPREME COURT OF THE UNITED STATES, FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE: PRELIMINARY DRAFT WITH NOTES AND FORMS (1943) [hereinafter PRELIMINARY DRAFT], *reprinted in* 1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8.

(20) 1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8, at xiii.

(21) *Id.* at xiv.

(22) ADVISORY COMMITTEE ON RULES OF CRIMINAL PROCEDURE, SUPREME COURT OF THE UNITED STATES, FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE: SECOND PRELIMINARY DRAFT WITH NOTES AND FORM (1944), [hereinafter SECOND PRELIMINARY DRAFT], *reprinted in* 4 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8.

(23) ADVISORY COMMITTEE ON RULES OF CRIMINAL PROCEDURE: FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE (1944), *reprinted in* 7 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8.

(24) 1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8, at xiv.

成し、同日、連邦最高裁長官から連邦司法長官に送付され、1945年1月3日に連邦司法長官は連邦議会に規則案を提出した⁽²⁵⁾。そして、連邦議会の承認後、連邦刑事手続規則は1946年3月21日に発効したのである⁽²⁶⁾。

以上の規則案のなかで、その全体が判明しているのは、未公表の「Preliminary Draft」、公表された「Preliminary Draft」、「Second Preliminary Draft」、そして「最終案」である。以下、便宜上、未公表の「Preliminary Draft」を「未公表案」、公表された「Preliminary Draft」を「第1次案」、そして「Second Preliminary Draft」を「第2次案」とする。

それでは、以下において、引致原則の条文化をめぐるどのような議論がなされたのかをみてみよう。

三 引致原則の規定に関する議論

1 未公表案

未公表案では、5条(a)に、被逮捕者の裁判官のもとへの引致に関する規定が置かれており、それは以下のようなものである。

「令状の有無を問わず、逮捕を行ったあらゆる者は、不必要な遅滞なく (without unnecessary delay)、被逮捕者を直近の利用可能な連邦司法委員⁽²⁷⁾のもとに、または逮捕現場の近くにいる他のあらゆる裁判官 (magistrate)のもとに引致しなければならない。逮捕が無令状でなされた場合、逮捕を行った者または〔逮捕の〕事実を知っている他の者は、被逮捕者に対する訴追請求状を裁判官のもとに提出しなければならない。政府の官憲による取調べに応じてなさ

(25) *Id.* at xiv-xv. 連邦議会では、規則案の修正が試みられたが、いずれも廃案になっている。*Id.* at xv, n.25.

(26) *Id.* at xv.

(27) 連邦司法委員 (United States Commissioner) とは、連邦地方裁判所で、民事・刑事の予備的手続や軽微事件の審判を担当していた最下級の裁判官であり、1968年の法律で創設された合衆国治安判事 (United States magistrate) の前身であるとされる。田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) 881頁。

(227)

れた被告人のいかなる供述も、取調べが、本条に違反して被告人が拘束されている間になされた場合、被告人の不利な証拠として許容してはならない」⁽²⁸⁾。

以上の案に対して、Stone 連邦最高裁長官が諮問委員会宛てのメモランダムで、以下のように述べている点が注目される。

「この規則には、逮捕が適法な場合、取調べは適法であるという言外の意味があるのか。諮問委員会は、あらゆる秘密の取調べ (secret interrogation) を禁止するイングランドのルールを検討したのか。…… 諮問委員会は、弁護人不在での身柄拘束中の取調べを禁止ないし規制するという傾聴に値する見解を検討したのか」⁽²⁹⁾と。

2 第1次案

(1) 規定の内容

第1次案においても、未公表案と同様、5条に被逮捕者の裁判官のもとへの引致に関する規定が置かれたが、未公表案とは、規定の仕方が異なる。すなわち、未公表案では、令状逮捕による場合と無令状逮捕による場合とが分けられて規定されていたが、第1次案では、一文にまとめられ、文言も若干変化して

(28) 原文は以下のとおりである。

“Any person making an arrest with or without a warrant shall without unnecessary delay take the person arrested before the nearest available commissioner or before any other magistrate near the place of arrest. If the arrest is made without a warrant the person making the arrest or some other person having knowledge of the facts shall file before the magistrate a complaint against the person arrested. No statement made by a defendant in response to interrogation by an officer or agent of the government shall be admissible in evidence against him if the interrogation occurs while the defendant is held in custody in violation of this section”. 1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8, at 46.

続く (b) には、被逮捕者の引致を受けた裁判官は、被逮捕者に対して、告発事実や権利を告知しなければならないこと、および裁判官は被逮捕者の保釈を認めることができること等が規定されている。*Id.*

(29) Harlan F. Stone, Chief Justice of U.S. Supreme Court, Memorandum (June 10, 1942), in 1 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8, at 14.

いる。また、供述の排除に関する規定が、(b)として独立した。規定は以下の通りである。

(a)「訴追請求状に基づいて発せられた令状により逮捕を行った官憲または無令状で逮捕を行ったあらゆる者は、不必要な遅滞なく、被逮捕者を直近の利用可能な連邦司法委員または合衆国の法律に違反する犯罪で告発された者を拘禁する権限を与えられた他の官憲のもとに引致しなければならない。逮捕が無令状でなされた場合、逮捕を行った者または〔逮捕の〕事実を知っている他の者は、直ちに被逮捕者に対する訴追請求状を作成し、連邦司法委員または他の官憲のもとに提出しなければならない」⁽³⁰⁾⁽³¹⁾。

(b)「政府の官憲による取調べに応じてなされた被告人のいかなる供述も、取調べが、本条に違反して被告人が拘束されている間になされた場合、被告人の不利な証拠としては許容してはならない」⁽³²⁾。

(30) 原文は次のとおりである。

“An officer making an arrest under a warrant issued upon a complaint or any person making an arrest without a warrant shall without unnecessary delay take the person arrested before the nearest available commissioner or other officer empowered to commit persons charged with offenses against the laws of the United States. If the arrest is made without a warrant the person making the arrest or any other person having knowledge of the facts shall forthwith make and file with the commissioner or other officer a complaint against the person arrested”.

(31) (a)の注釈のなかで、前記アメリカ法律協作成の『刑事手続法典』の35条（官憲による無令状逮捕後の裁判官のもとへの被逮捕者の引致に関する規定）と36条（私人による逮捕後の裁判官のもとへの被逮捕者の引致に関する規定）とを比較せよとの記述がある。PRELIMINARY DRAFT, *supra* note 19, at 12. 両条文において、「不必要な遅滞なく（without unnecessary delay）」被逮捕者を裁判官のもとに引致しなければならない旨が定められている。AMERICAN LAW INSTITUTE, *supra* note 13, § § 35, 36, at 32.

(32) 原文は以下のとおりである。

“No Statement made by a defendant in response to interrogation by an officer or agent of the government shall be admissible in evidence against him if the interrogation occurs while the defendant is held in custody in violation of this rule”.

(2) 諮問委員会の注釈

上記 (a) に付された注釈では、被逮捕者の引致に関する多くの制定法が挙げられており、この規定には連邦における実務が現れているとされている⁽³³⁾。そして、(b) は未公表案の第3文をそのまま引き継いでいるが、その注釈では、McNabb 判決が紹介されたうえで、(b) は、被逮捕者を不必要な遅滞なく裁判官のもとに引致しなかったことを理由として、取調べ中になされた被逮捕者の供述を排除することにより、(a) に規定される、迅速な引致の義務を逮捕者に果たさせるために設けられたとされている⁽³⁴⁾。

この点で、McNabb 判決をめぐっては、被逮捕者の引致の遅滞があった場合に、その遅滞の間になされた供述の許容性が自動的に否定されるのかについて判断が分かれていたところ⁽³⁵⁾、未公表案および第一次案は、引致の遅滞があった場合の供述の自動的な排除を定めていることから、McNabb 判決の趣旨を明らかにしていたといえよう⁽³⁶⁾。

そして、注釈には前述の Stone 連邦最高裁長官のメモランダムに対する返答と思われる個所があり、そこには被逮捕者の拘束が (a) のもとで違法とされなければ、取調べに応じてなされた供述は排除されないこと、許容される拘束時間内の取調べは禁止されていないこと、そして留置が違法な場合でも、供述が、捜査官の取調べに応じてなされたわけではない場合、その供述は排除されないことが記されている⁽³⁷⁾。

(33) PRELIMINARY DRAFT, *supra* note 19, at 11-12.

(34) *Id.* at 12-13.

(35) McNabb 判決は、被逮捕者の留置の状況などが強調されており、判決文からは引致の遅滞のみを理由として供述の排除が要求されることになるのか判然としなかったため、連邦下級審による同判決の解釈は分かれていた。拙稿・前掲注(3) 320頁。

(36) なお、諮問委員会の注釈では、(b) は McNabb 判決前にすでに採用されていたとされている。PRELIMINARY DRAFT, *supra* note 17, at 13.

(3) 各方面からの意見

1) (a) に対する意見

第1次案に対しては、各方面から多くの意見が寄せられたようである。そのなかで特筆すべきと思われるものをみてみよう。

まず、州の裁判官（治安判事など）のもとに被逮捕者を引致することを許容している当時の連邦法規定との関係で混乱を招くのではないか、そして逮捕現場との距離の関係で連邦の裁判官に引致するのに時間を要した場合において、「不必要な遅滞」があったとされてしまうのではないかという趣旨の連邦検察官の意見がある⁽³⁸⁾。

(37) *Id.* at 13-14. さらに、注釈には、スコットランドでは、警察による被逮捕者の取調べは禁止されており、取調べによって得られた自白は許容性がないとされていること、イングランドでも裁判官準則（Judge's Rule）——高等法院王座部の裁判官が警察官に対して被疑者に対する黙秘権の告知・供述録取など取調べの指針を示したものであり、法律ではない——により警察による被逮捕者の取調べは禁止されているが、当時において実務上問題視されていたことが紹介されている。*Id.* at 14-15.

田宮裕博士は、アメリカにおいて一部の裁判官には、警察官による「秘密の尋問」を禁止しようとする思想があり、これはイギリスの裁判官準則に由来しているとしている。田宮裕『刑事訴訟とデュー・プロセス——刑事訴訟法研究（2）』（有斐閣、1972年）。

ただし、マクナブ・マロリー・ルールは、先に述べた通り、被逮捕者に対する取調べを時間的に制限するものであるのに対して、裁判官準則は、逮捕の前後を問わず、被逮捕者に対する取調べを方法ないし内容の面から規制するという相違がある。松尾浩也＝田宮裕『刑事訴訟法の基礎知識』（有斐閣、1966年）69頁〔松尾浩也〕。

裁判官準則には、1912年の旧裁判官準則——1912年に最初の4か条が定められ、1918年にさらに5か条が追加されたもの——と1964年に旧裁判官準則を全面改正して定められた新裁判官準則がある。旧裁判官準則では身柄拘束中の被疑者への取調べは禁止されていたが、新裁判官準則では、逮捕と告発（charge）の間における被疑者への取調べが許容された。

そして、現在のイギリス（イングランドおよびウェールズ）では、以上の裁判官準則は1984年に制定された警察・刑事証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984）にとって代われ、同法により逮捕から告発までの間、身柄拘束中の被疑者を取り調べるのが許容されている。

旧裁判官準則および新裁判官準則については、松尾＝田宮・前掲64頁以下、P. デブリン著（兒島武雄訳）『警察・検察と人権——イギリスの刑事訴追』（岩波書店、1966年）51頁以下および183頁以下、田宮・前掲注（5）346頁以下、和田進士『イギリスの別件逮捕・勾留』（成文堂、2014年）1頁以下および53頁以下を、警察・刑事証拠法については、葛野尋之『刑事手続と刑事拘禁』（現代人文社、2007年）89頁以下、和田・前掲173頁以下をそれぞれ参照。

次いで、多くの訴訟を招くことになるとの懸念から、どのような場合が「不必要な遅滞」にあたるのかを明確にすべきであるという意見がある⁽³⁹⁾。

そして、「不必要な遅滞なく」を「直ちに (forthwith)」に置き換えるべきであるという意見があり、そこでは、「直ちに」という文言により、被逮捕者は裁判官のもとに引致されるべきである——そこで、被逮捕者は保釈されたり、または告発事実を確認する機会を与えられる——という、ほとんどの州が採用する原則にこの規則が調和されるとされている⁽⁴⁰⁾。

最後に、捜査の妨げになるという観点から、「不必要な遅滞なく」という文言を削除すべきであるという捜査機関側の意見がある。たとえば、この文言は不確かであるため、逮捕者が被逮捕者に対して質問することが困難になってしまうという意見⁽⁴¹⁾のほか、なかでも注目されるのは当時の連邦捜査局長官 J. Edgar Hoover の意見である。Hoover は、頻繁に州際捜査活動が行われるので、そのような場合、被逮捕者の引致の前に捜査を完了するには時間がかかるとしている⁽⁴²⁾。そして、Hoover は共犯者がいるような事件の場合、被逮捕者の迅速な引致は、共犯者の検挙の妨げとなるともしている⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾。

(38) Joseph T. Votava, U.S. Attorney for the District of Nebraska, Observation on Proposed Rules of Criminal Procedure, in 1 COMMENTS, RECOMMENDATIONS AND SUGGESTIONS CONCERNING THE PROPOSED FEDERAL RULES OF CRIMINAL PROCEDURE 28 [hereinafter COMMENTS], reprinted in 2 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8.

(39) C. T. Graydon, Memorandum, in 1 COMMENTS 40.

(40) Stuart B. Cambell, Remarks at the Institute on Rules of Criminal Procedure in American Bar Association (Aug. 24, 1943), in 2 *id.* at 324. また、このような文言の置き換えがなされれば、(b) は削除しようとしている。*Id.*

(41) Letter from Elmer L. Irely, Chief Coordinator, Treasury Enforcement Agency to Alexander Holtzoff, Secretary of the Advisory Committee on Rules of Criminal Procedure (Sept. 15, 1943), in 2 *id.* at 324.

(42) Letter from J. Edgar Hoover, Director, Federal Bureau of Investigation to Alexander Holtzoff, Secretary of the Advisory Committee on Rules of Criminal Procedure (Aug. 18, 1943), in 1 *id.* at 33.

(43) *Id.*

(44) 以上のほかに、無令状逮捕の場合を迅速引致の対象から外す、連邦検察官による条文修正案がある。すなわち、そこでは、(a) の「または無令状で逮捕を行ったあらゆる者 (or any person making an arrest without a warrant)」が削除されている。Letter from Herbert S. Phillips, U.S. Attorney for the Southern District of Florida to Alexander Holtzoff, Secretary of the Advisory Committee on Rules of Criminal Procedure (Aug. 21, 1943), in 2 *id.* at 323.

2) (b) に対する意見

(b) に対しては、ほとんどの意見が反発している。まず、被逮捕者の供述の排除からもたらされる弊害を指摘するものがある。たとえば、McNabb 判決があるので、(b) に規定されるルールを定める必要性がないだけでなく、(b) によれば、引致の遅滞が被逮捕者の自身の無知や不注意による場合や、被逮捕者自身の要求による場合であっても、取調べに応じてなされた一切の供述が排除されてしまうという意見⁽⁴⁵⁾、(b) により、被逮捕者が連邦司法委員のもとに引致されるまで、供述を得ることはできなくなるという意見⁽⁴⁶⁾、そして (b) により、正義の観点から許容されるべき、罪責認定に価値のある自白も排除されてしまうという意見⁽⁴⁷⁾もある。

次いで、(b) のような規定を設けることは、連邦最高裁の権限を逸脱しているとする意見がある。すなわち、連邦議会が諮問委員会に与えた権限は、手続に関する規則の作成であって、証拠に関する規則の作成ではないというものである⁽⁴⁸⁾。

そして、先の Hoover も (b) は法執行に対する障害となり、公共の利益に反し、犯罪者を利するだけである⁽⁴⁹⁾としている。Hoover は、1943会計年度の連邦捜査局が送検した事件のうち、95.8パーセントで有罪判決が言い渡されるとし、そしてこれら——有罪判決が言い渡された事件——のうち、85.8パー

(45) Alfred Bardakle, U.S. District Judge for the Western District of Virginia, Memorandum for the Advisory Committee (June 16, 1943), in 1 *id.* at 29.

(46) Harvey M. Johnson, U.S. Circuit Judge for 8th Circuit, Remarks at Judicial Conference for 8th Circuit (June 24–25, 1943), in 1 *id.* at 29.

(47) Hommer Cummings, former Attorney General, Address before the American Bar Association, in 1 *id.* at 31–32.

(48) Harold M. Stephens, U.S. Circuit Judge for District of Columbia, Remarks at the Institute on Rules of Criminal Procedure in American Bar Association, (Aug. 24, 1943), in 2 *id.* at 327. この点で、自白の許容性に関する判断は、事実審裁判官の判断に委ねたほうがよいという意見もある。Letter from John C. Knox, U.S. District Judge for the Southern District of New York to Alexander Holtzoff, Secretary of the Advisory Committee on Rules of Criminal Procedure (Aug. 10, 1943), in 1 *id.* at 30.

(49) Letter from J. Edgar Hoover, Director, Federal Bureau of Investigation to Alexander Holtzoff, Secretary of the Advisory Committee on Rules of Criminal Procedure (Aug. 18, 1943), in 1 *id.* at 32.

セントで被告人が有罪の答弁 (plea of guilty) をしたとしている⁽⁵⁰⁾。さらに、有罪の答弁がなされた事件の大多数で、被告人は被疑者段階で自白をしているという⁽⁵¹⁾。

以上のように述べたうえで、Hoover は、(b) が適用されることにより、裁判官のもとへの引致の前に得られた自白が証拠として認められないことになると、事実審理を行う事件数が増大し、その結果、裁判所および連邦検察官に多大な負担がかかることになるとしている⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾。

(50) *Id.* at 32.

(51) *Id.* なお、最新の統計——2010会計年度——によれば、連邦地方裁判所により有罪判決を言い渡された事件の97.4パーセントで有罪の答弁または不抗争の答弁 (plea of nolo contendere) がなされている。See Dept. of Justice, Bureau of Justice Statistics, Sourcebook of Criminal Justice Statistics Online, Table 5.22.2010, <http://www.albany.edu/sourcebook/pdf/t5222010.pdf>.

(52) Letter from Hoover to Holtzoff, *supra* note 49, in COMMENTS 33.

(53) 以上のほかに、(b) を以下のように修正すべきであるとする連邦検察官の案がある。その修正案では、自白が自由かつ任意に、そして弁護人の援助を受ける権利を十分に告知され、供述が脅迫や強制などの不当な手段で得られたものではないと、事実審裁判官により判断されない限り、供述は許容されないとされている。Letter from Phillips to Holtzoff, *supra* note 44, in 2 COMMENTS 323.

(54) この点で、第2次案の公表前である1943年11月に、McNabb 判決に反発する内容の、以下の法案 (Hobbs Bill) が連邦議会に提出されていた——アラバマ州選出の下院議員 Samuel Francis Hobbs が提出した——ことは注目に値しよう。

「被逮捕者が裁判官、連邦司法委員、または裁判所のもとに引致されるまでの時間〔制限〕に関する法律の要求の不遵守により、不遵守を除いては許容可能であるあらゆる証拠が許容不可能なものとなされることはない」。

原文は以下の通りである。

“That no failure to observe the requirement of law as to the time within which a person under arrest must be brought before a magistrate, commissioner, or court shall render inadmissible any evidence that is otherwise admissible”.

以上の法案については、Dession, *supra* note 8, at 710において引用されているものを参照した。

なお、以上の法案は上院で廃案となっている。Note, *Preadmittance Interrogation and the McNabb-Mallory Miasma: A Proposed Amendment to the Federal Rules of Criminal Procedure*, 68 YALE L.J. 1003, 1008 (1959). See also Note, *Admissibility of Confessions in the Federal Courts and the Hobbs Bill*, 38 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 136 (1947).

3 第 2 次案

(1) 規定の内容

以上のような法曹関係者の意見を踏まえて、第 2 次案が作成された。第 1 次案の 5 条 (a) は若干の修正が施されたものの、内容には大きな変化はない。他方で、(b) は完全に削除されており⁽⁵⁵⁾、新たに (b) として引致後における連邦司法委員による告発事実や権利の告知および保釈の許可に関する規定が置かれることとなった。

第 2 次案の 5 条 (a) は以下のように規定している。

「訴追請求状に基づいて発せられた令状により逮捕を行った官憲または無令状で逮捕を行ったあらゆる者は、被逮捕者を直近の利用可能な連邦司法委員または合衆国の法律に違反する犯罪で告発された者を拘禁する権限を与えられた他の官憲のもとに、不必要な遅滞なく、引致しなければならない。無令状で逮捕された者が連邦司法委員または他の官憲のもとに引致されたとき、訴追請求状が直ちに提出されなければならない」^{(56) (57)}。

(2) 各方面からの意見と諮問委員会の対応

第 2 次案に対しては、第 1 次案のときと同様、「不必要な遅滞なく」を「直

(55) この点で、(b) の削除は、McNabb 判決を否定する趣旨であるとする見方があったところ、もしそうであれば、その趣旨の規定を規則に取り入れたはずであり、そうしなかったのは少なくとも諮問委員会が McNabb 判決を否定する意図から (b) を削除したのではないとする見方もある。Note, *Prearrestment Interrogation and the McNabb-Mallory Miasma*, *supra* note 54, at 1028.

(56) 原文は以下のとおりである。

“An officer making an arrest under a warrant issued upon a complaint or any person making an arrest without a warrant shall take the person arrested without unnecessary delay before the nearest available commissioner or before any other nearby officer empowered to commit persons charged with offenses against the laws of the United States. When a person arrested without a warrant is brought before a commissioner or other officer, a complaint shall be filed forthwith”.

(57) これに対する注釈は、第 1 次案の 5 条 (a) に付されたものと同様である。SECOND PRELIMINARY DRAFT, *supra* note 20, at 11-12.

ちに」に修正すべきであるという意見⁽⁵⁸⁾や、取調べのために引致を遅らせることが「不必要な遅滞」となってしまうので、「不必要な遅滞なく」という文言そのものを削除すべきであるという捜査機関側の意見⁽⁵⁹⁾があったが、これら以外のもので特筆すべきものとして、先の Hoover による、「不必要な遅滞なく」という文言の後に、「事実および状況を適切に考慮して (with due regard for the facts and circumstances)」という文言を挿入すべきだという意見⁽⁶⁰⁾がある。

しかしながら、これらの意見は規則案の条文には反映されることはなく、第2次案の5条(a)がそのまま最終案⁽⁶¹⁾に引き継がれ、最終的に連邦刑事手続規則5条(a)となったが、諮問委員会は、最終案に対する1945年3月付の注釈で、何が「不必要な遅滞」にあたるかは、事案のあらゆる事実や状況に照らして判断されるとしている⁽⁶²⁾。

このことから、諮問委員会は、引致の迅速さに関しては、硬直的な規定を避け、実務での運用を考慮して柔軟性を持たせることにより、裁判所による個別的な判断に委ねたといえよう。この点で、上で述べた文言を挿入すべきだとする Hoover の意見が完全ではないにしても反映されているといえ、第一次案のときの、逮捕現場からの引致までに時間を要する場合があるという意見にも配慮したといえよう。

(58) Special Committee of Los Angeles Bar Association, Report (May 22, 1944), in 4 COMMENTS 8.

(59) Letter from Elmer L. Irey, Chief Coordinator, Treasury Enforcement Agencies to Alexander Holtzoff, Secretary of the Advisory Committee on Rules of Criminal Procedure (May 15, 1944), in 3 *id.* at 12.

(60) Letter from J. Edgar Hoover, Director, Federal Bureau of Investigation to Alexander Holtzoff, Secretary of the Advisory Committee on Rules of Criminal Procedure, in 4 *id.* at 8. しかし、Hoover は以上のような文言を挿入したとしても、不十分であろうとして、連邦最高裁によって具体的な語句を挿入したり、または脚注を付けることによって修正をすべきであるとしている。*Id.*

(61) 最終案の5条(a)の規定は、第2次案のものとはほぼ同じである。修正点は、第2次案までは、被逮捕者を *person arrested* としていたが、それを *arrested person* にした程度である。

(62) ADVISORY COMMITTEE ON RULES OF CRIMINAL PROCEDURE, NOTE TO THE RULES OF CRIMINAL PROCEDURE FOR THE DISTRICT COURTS OF UNITED STATES 4 (1945), *reprinted in* 7 DRAFTING HISTORY, *supra* note 8.

4 連邦刑事手続規則制定後の状況

連邦最高裁は、前記 *Mallory* 判決で、被逮捕者にとって不利な供述を得ることを目的とした取調べを理由とする引致の遅滞は許されないとしたが、連邦下級審は、規則5条(a)を柔軟に解釈・運用しているようである⁽⁶³⁾。

たとえば、「不必要な遅滞」があったとされたものとしては、次のようなものがある。逮捕後、複数の捜査官が被逮捕者の取調べをし、被逮捕者が弁護人の選任を要求しても、取調べを中止せず、逮捕の時点から約28時間が経過するまで、直近の利用可能な裁判官のもとに被逮捕者を引致しなかったことは「不必要な遅滞」にあたるとした第9巡回区連邦控訴裁の判決⁽⁶⁴⁾や、逮捕後、指紋採取などの手続が完了した——その時点で、裁判官が利用可能であった——にもかかわらず、共犯者を取調べるなどの目的で、裁判官のもとへの引致を逮捕の翌日まで遅らせたこと——逮捕から引致まで約23時間経過していた——は、「不必要な遅滞」にあたるとして、引致までの間になされた供述を排除した連邦地裁の判決⁽⁶⁵⁾などがある。

他方、「不必要な遅滞」ではないとされたものとしては、次のようなものがある。たとえば、被逮捕者に治療の必要があるなどの事情があった事案において、48時間の引致の遅滞は不合理なものとはいえないとした連邦地裁の判断を維持した第9巡回区連邦控訴裁の判決⁽⁶⁶⁾や被逮捕者が連邦司法委員のもとに引致されるのに約14時間かかった事案において、連邦司法委員が逮捕現場から約70マイルの位置にいたこと、および逮捕時に存在した事情等からすると引致の遅れは違法ではないとした第6巡回区連邦控訴裁の判決⁽⁶⁷⁾、そして火曜日に逮

(63) 示された状況の全体を考慮して生じた遅滞が「不必要」であったか否かを判断すべきであるとするものとして、*United States v. Taylor*, 374 F.2d 753 (7th Cir.1967)。そして、被逮捕者から得られた供述の許容性が否定されるほどの行き過ぎた遅滞があったかは、各事案の個別的な事情によるものとして、*Gray v. United States*, 394 F.2d 96 (9th Cir.1967)。

(64) *United States v. Helmandollar*, 852 F.2d 498 (9th Cir.1988)。

(65) *United States v. Tonny*, 579 F. Supp. 652 (S.D.N.Y.1984)。

(66) *United States v. Ramirez-Lopez*, 315 F.3d 1143 (9th Cir.2003)。

(67) *United States v. Hensley*, 374 F.2d 341 (6th Cir.1987)。

捕された被告人が月曜日と金曜日しか出勤しない裁判官のもとに引致されたのが、逮捕された週の金曜日であったという事案において、引致までの間に自己負罪的な供述は引き出されていないとして、引致の遅滞は違法ではないとした第8巡回区連邦控訴裁の判決⁽⁶⁸⁾がある。

このように、取調べや捜査の便宜のために引致を遅らせることは「不必要な遅滞」とされる一方、逮捕の時点から引致までにある程度時間的間隔があっても、それが捜査機関側の責めに帰さない事由による場合は「不必要な遅滞」はないとされており、遅滞が「不必要な」ものであったか否かの判断は、個別・具体的な事情をもとに柔軟になされているといえよう。

四 結びに代えて

以上、連邦最高裁諮問委員会が作成した規則案に対する法曹関係者の意見を中心に、連邦刑事手続規則の制定過程における引致原則の規定に関する議論の状況についてみた。

逮捕者に対して被逮捕者を裁判官のもとに引致することを要求する規定については、未公表案から最終案まで「不必要な遅滞なく」という文言は——修正意見があったにもかかわらず——修正されることはなく、その文言は現在の規則にも依然として残っている⁽⁶⁹⁾。他方で、未公表案および第1次案までは、被逮捕者の引致に「不必要な遅滞」があった場合は、その供述は排除されるという規定があったが、第2次案ではそれは削除された。

その後、Mallory 判決により、判例法理としてマクナブ・マロリー・ルールが確立し、これにより、逮捕者が、連邦刑事手続規則5条(a)に違反した場合、被逮捕者から得た自白ないし供述は排除されることとなったが、上でみた連邦下級審の判決が示すように、「不必要な遅滞」があった否かの判断は柔軟になされているので、その結果、被逮捕者の供述の排除についても——被逮捕者に不利な供述を得るために引致を送らせた場合は排除されるとしても——

(68) *Wakaxan v. United States*, 367 F.2d 639 (8th Cir.1966).

(69) 前掲注(6)参照。

個々の事案に応じて排除の当否が判断されているといえよう⁽⁷⁰⁾。

はじめに述べたように、Mallory 判決は、連邦刑事手続規則 5 条 (a) を「効果的かつ理性的な法執行を害することなく、個人の権利を保護するために、連邦議会が考案した手続の一部」であるとしたが、第 1 次案のときにあった、「不必要な遅滞なく」という文言を「直ちに」に修正すべきだという意見を諮問委員会が規則に反映させなかったのは——逮捕と引致までの時間的間隔を厳格に規定することによって被逮捕者に対する拷問などの不当な働きかけが抑制されることになるとしても——、同委員会は、最終案における注釈から窺えるように、「不必要な遅滞なく」という文言に内在する柔軟性を認識し、これにより、逮捕から引致までの時間的制約による「個人の権利保護」の要請と、「効果的な法執行」の要請とのバランスをとろうとしたといえよう。そして、そのような認識が、上でみたように、連邦下級審の判決にも現れているといえる。

したがって、「不必要な遅滞なく」という規則の文言（および連邦下級審によるその解釈・運用）に、「効果的な法執行」と「個人の権利保護」とのバランスの調整が現れているといえよう。

—まつだ まさてる・法学部講師—

(70) なお、連邦最高裁は、2009年にマクナブ・マロリー・ルールと同ルールに対する反発として連邦議会が制定した合衆国法典第18編3501条(c)(18 U.S.C.S. § 3501 (c) (2015))——被逮捕者が逮捕後6時間以内に裁判官のもとに引致された場合、引致までの間になされた自白に任意性が認められる限りは証拠として許容されるとする——との関係を明らかにし、これによれば、被逮捕者の自白が引致前、逮捕から6時間以上経過した後になされ、引致に不合理・不必要な遅滞がある場合には、任意性が認められても自白は許容されないが、逮捕から6時間以内になされたものである場合には、任意性が認められれば許容されることとなった。Corley v. United States, 556 U.S. 303 (2009). 拙稿・前掲注(3) 352頁以下、田中利彦「マクナブ・マロリー・ルールの再確認」法律のひろば63巻12号(2010) 47頁も参照。